

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人CPAO（以下、この法人という。）の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局には、この法人の総務部及び事業部を置く。

2 事務局には、この法人の規程により定めた部署を置くことができる。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、事務局長を置く。

2 理事長は、必要があるときは前項以外の職制を定めることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書または、電磁的記録によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書または、電磁的記録によって立案し、事務局長を経て、「理事の職務権限規程」に規定する決裁権者（以下、決裁権者という。）の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。
ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく決裁権者の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年1月30日より施行する。(令和5年1月26日理事会議決)

(別紙) 業務の分掌

事務局規程	
部局	分掌事務
総務部	<ul style="list-style-type: none">① 理事会及び評議員会に属すること② 登記・諸届に関すること③ 事務所の賃貸借及び火災保険に関すること④ 規程類の制定・改廃に関すること⑤ 役職員の人事・労務及び福利厚生に関すること⑥ 会員勧誘・管理に関すること（会費に関することを含む）⑦ 財務及び会計に関すること⑧ コンプライアンス統括部としての事務⑨ その他特命事項
事業部	<ul style="list-style-type: none">① 事業計画及び事業報告に関すること② 事業の運営・管理に関すること③ 他の組織との連携に関すること④ 情報収集・発信事業に関すること⑤ 機関誌の発行及び頒布に関すること⑥ 調査・研究事業に関すること⑦ その他特命事項